

民生環境協議会協議事項

{	日時	令和6年2月21日(水)
		午前10時
	場所	第三委員会室

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 2 総合事業における基準緩和サービスの拡充について（通所型サービスA型の創設）
- 3 八戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 4 八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 5 八戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 6 第9期八戸市高齢者福祉計画の策定について
- 7 八戸市介護保険条例の一部改正（案）の概要について
- 8 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要について
- 9 八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 10 八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要について
- 11 八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 12 八戸市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

- 13 八戸市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例（案）の概要について
- 14 八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 15 八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 16 八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 17 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 18 八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 19 八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 20 八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 21 八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 22 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 23 八戸市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正（案）の概要について
- 24 八戸市子ども医療費給付条例の一部改正（案）の概要について
- 25 「八戸市こども家庭センター」の設置（案）について
- 26 三八広域ブロックごみ処理広域化会議の設置について

八戸市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正（案）の概要について

1 改正理由

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、入居申込者に対する重要事項等の提供方法について規定の整備をするためのもの。

2 改正の概要

入居申込者に対する重要事項等の提供方法について次のとおり改正する。

《改正前》

磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法

《改正後》

電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法

3 施行期日

公布の日

総合事業における基準緩和サービスの拡充について (通所型サービスAの創設)

1 概要

介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）における通所型サービスについて、従前の通所介護相当サービスに加えて、多様なサービスとして、身体介護を必要としない要支援者等向けに緩和した基準による「通所型サービスA」を創設する。

2 事業開始日

令和6年4月1日

3 通所型サービスAの主な内容

- (1) 従前の通所介護相当サービスをもとに短時間（2～3時間）の提供とし、費用単価は従前相当の8割程度と低額とする。
- (2) 専門職の配置を不要とするなど基準を緩和。
- (3) 指定事業者制度に加え、審査・支払を国保連へ委託することにより、市と事業所間における契約等の事務負担は発生しない。

4 期待される効果

- (1) 介護予防の推進
短時間・低負担により心理的・経済的ハードルが下がり、サービス利用に結びつきやすくなることから、介護予防につながる。
- (2) 多様化する利用者ニーズへの対応
ショッピングセンターでの買い物やスポーツジムでのトレーニングなど、事業者の強みを生かしたサービス提供が可能となる。
- (3) 介護人材不足への対応
パート職員の活用等、人的資源の有効活用及び生産性向上の取り組みが促進される。

(参考)

実施中の基準緩和サービス

うみねこヘルパー（訪問型サービスA）

- ・訪問支援員が自宅を訪問し、身体介護を行わない生活援助サービス事業を提供。
（訪問支援員：介護福祉士などの有資格者のほか、うみねこヘルパー養成研修修了者）
- ・地域において、自立した生活を営むことが出来るように支援することを目的にしている。

八戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部改正(案)の概要について

1. 改正する条例

- (1) 八戸市**養護老人ホーム**の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 八戸市**特別養護老人ホーム**の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 八戸市**軽費老人ホーム**の設備及び運営に関する基準を定める条例

2. 改正理由

国の基準省令の一部改正（1月25日）に伴い、協力医療機関との連携体制の構築に係る規定の整備をするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

3. 改正の概要

	(1)養護 老人ホーム	(2)特別養護 老人ホーム	(3)軽費 老人ホーム
① 緊急時等の対応	—	○	—
② 職員の配置基準	○	—	○
③ 入所申込者等に対する説明等	—	—	○
④ 協力医療機関等	○	○	○
⑤ 入所者の安全並びに介護サービスの 質の確保及び職員の負担軽減に資する 方策を検討するための委員会の設置等	—	○	—
⑥ 勤務体制の確保等	—	○	—
⑦ 掲示	—	—	○
⑧ 電磁的記録等	—	—	○

① 緊急時の対応（特養）

- ・緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け

② 職員の配置基準（養護、軽費）

- ・施設長の兼務範囲を明確化

③ 入所申込者等に対する説明等（軽費）

- ・「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令」の一部改正に伴う
→ 電磁的記録の規定について整備

④ 協力医療機関等（養護、特養、軽費）

- ・（養護、特養）入所者の急変等に備えた協力医療機関との連携体制の構築を義務付け【3年間の経過措置期間あり】
- ・新興感染症の発生時等の対応を行う医療機関との連携

⑤ 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置等（特養）

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け【3年間の経過措置期間あり】

⑥ 勤務体制の確保等（特養）

- ・ユニットケアの質の向上のための体制の確保（ユニットケア施設管理者研修）

⑦ 掲示（軽費）

- ・重要事項説明書のウェブサイト掲載を義務付け【1年間の経過措置期間あり】

⑧ 電磁的記録等（軽費）

- ・「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令」の一部改正に伴う
→ 電磁的記録の規定について整備

4. 施行期日 令和6年4月1日

第9期八戸市高齢者福祉計画の策定について

1. 計画の概要

本計画は、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を想定し、老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）と介護保険事業計画（介護保険法第117条）を一体化して、高齢者に関する保健福祉や介護保険事業の総合的な計画として策定。

また、必要な保険給付費、第1号被保険者（65歳以上）の人数や計画期間内の施設整備予定等を総合的に勘案の上、介護保険料を算定。

2. 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間（3年を1期としている）

3. 計画期間中の概況（見込み）

(1) 第1号被保険者等

（単位：人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総人口	218,732	215,220	213,173	210,881
高齢者人口(65歳以上)	70,277	70,734	70,960	71,019
要介護(支援)認定者	11,127	11,512	11,638	11,748

(2) 介護保険給付費 654億4千万円（地域支援事業費を含む3年間分）

4. 計画で定める主な取組

(1) 生きがいをもち、地域の担い手となるための健康・生きがいづくりの推進

自立支援、介護予防・重度化防止の推進

(2) 住み慣れた地域で安心して生活していくための地域包括ケアシステムの深化・推進

認知症施策の推進

(3) 介護が必要な人とその家族の生活全体を支えるための介護サービスの充実

① 適正な介護サービス提供体制の整備

- i) 看護小規模多機能型居宅介護 1 事業所(登録定員29名以下)新設
- ii) 認知症対応型共同生活介護 4 ユニット(36床)新設又は増床
- iii) 特定施設入居者生活介護 120 床(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅からの転換)
- iv) 介護老人福祉施設 15 床(既存施設の増床又は短期入所生活介護からの転換)

② 介護人材の確保と定着の推進

(4) すべての市民の人権が尊重され、地域全体で支え合うための安全・安心な暮らしの確保

地域見守り体制の充実

5. 介護保険料等

(1) 保険料(基準月額)

5,800円(第8期(6,000円)から200円減額)

(2) 低所得者対策(保険料の軽減割合の拡大)

被保険者の前年所得状況に応じて、段階的に基準月額5,800円を軽減。

(3) 介護保険特別会計財政調整基金の活用

第9期保険料推計基準月額は6,385円。基準月額との差額は財政調整基金を取り崩し充当。(基金取崩額:約14億円、本年3月末第8期基金残高見込み額:約28億円)

6. 策定体制

八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉専門分科会（坂本美洋会長）において、今年度計3回の審議を経て、本年1月26日に計画（案）を承認。

第9期八戸市高齢者福祉計画(案)の概要

1. 概況

(1)第9期計画期間及び令和 22 年(2040 年)を見据えた当市の推移

当市の総人口は減少とともに少子高齢化が進展している。

高齢化率は、令和2年9月末現在の 30.8%と令和5年9月末現在の 32.1%とを比べると、1.3%増と高齢化の進展が続いている状況であり、第9期計画期間中に、いわゆる団塊の世代が全て 75 歳以上の後期高齢者となる令和7年(2025 年)を迎える。

また、高齢者人口がピークを迎える令和 22 年(2040 年)には、団塊ジュニア世代が全て 65 歳以上の高齢者となることに加えて、85 歳以上の人口が急増し、医療と介護双方のニーズを有する高齢者や重度の要介護認定者などの増加が想定される。

(単位：人)

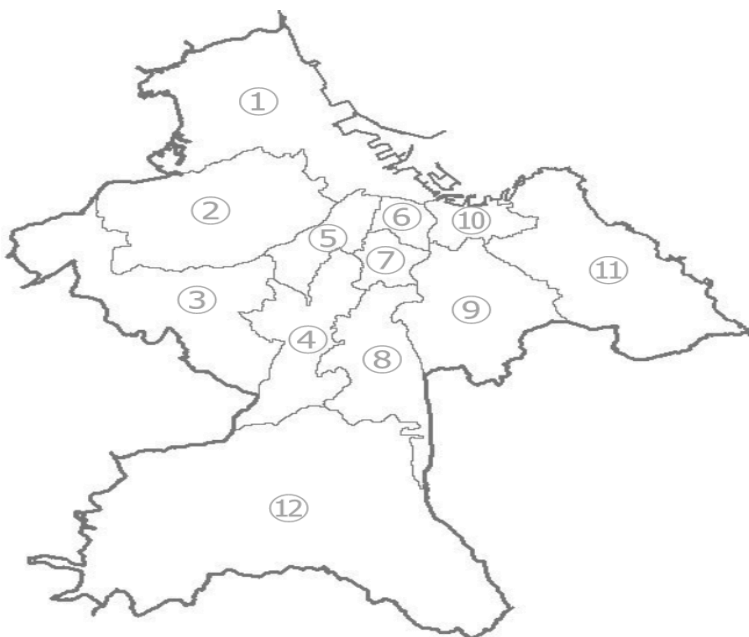
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総人口	223,862	221,712	218,732	215,220	213,173	210,881	201,707	176,687
高齢者人口(65歳以上)	70,179	70,330	70,277	70,734	70,960	71,019	71,261	72,380
高齢化率	31.3%	31.7%	32.1%	32.9%	33.3%	33.7%	35.3%	41.0%
要介護(支援)認定者	11,352	11,266	11,391	11,512	11,638	11,748	12,628	14,212
うち第1号被保険者	11,075	11,003	11,127	11,248	11,378	11,488	12,383	14,011
認定率	15.8%	15.7%	15.8%	15.9%	16.0%	16.2%	17.4%	19.4%

・総人口・高齢者人口：R03～R05 は各年 9 月 30 日現在の住民基本台帳人口

・要介護(支援)認定者：R03～R05 は各年 9 月 30 日現在

・R06 以降は地域包括ケア「見える化」システムにより推計

(2)第9期計画における日常生活圏域



①市川・根岸
②下長・上長
③田面木・館・豊崎
④長者・白山台
⑤三八城・根城
⑥小中野・江陽
⑦柏崎・吹上
⑧是川・中居林
⑨大館・東
⑩白銀・湊
⑪白銀南・鮫・南浜
⑫南郷

2. 計画の目指す姿

当市では、老人福祉法と介護保険法の基本理念を踏まえたうえで、地域共生社会を目指す観点から、高齢者はもとより、市民の誰もが自らの意思に基づき、有する能力を最大限に活かして質の高い生活を送ることができるよう、当市の目指す姿として次のとおり掲げる。

「誰もが自分らしく、生き生きと健やかに安心して暮らせるまち」

3. 基本目標

目指す将来像を実現するための4つの基本目標

基本目標1 自らの知識と経験を活かし、地域のなかで生き生きと暮らす

基本目標2 住み慣れた地域のなかで、健やかに安心して暮らす

基本目標3 介護サービスを適切に利用し、高齢者とその家族が安心して暮らす

基本目標4 人権と尊厳が尊重され、誰もが安心して暮らす

4. 主な取組

実施施策

(1)生きがいをもち、地域の担い手となるための健康・生きがいづくりの推進

《主な取組》

健康意識啓発事業、介護予防センター運営事業、老人いこいの家等運営事業ほか

実施施策

(2)住み慣れた地域で安心して生活していくための地域包括ケアシステムの深化・推進

《主な取組》

重層的支援体制整備事業、地域包括支援センター運営事業、認知症予防事業ほか

実施施策

(3)介護が必要な人とその家族の生活全体を支えるための介護サービスの充実

《主な取組》

地域密着型サービスの整備、介護の仕事理解促進事業、介護業務の革新・業務効率化の取組強化ほか

実施施策

(4)すべての市民の人権が尊重され、地域全体で支え合うための安全・安心な暮らしの確保

《主な取組》

地域の安心・安全見守り活動推進事業、成年後見制度利用促進体制整備推進事業、衛生用品の備蓄ほか

《施策の体系》

目指す姿

誰もが自分らしく、生き生きと健やかに安心して暮らせるまち

(第8期:誰もが安心と生きがいをもって暮らせる、ふれあいのある健康で明るい社会づくり)

基本目標 1

自らの知識と経験を活かし、
地域のなかで生き生きと暮らす

(第8期:高齢者が生きがいを感じながら、自らの知識と経験を生かして、地域の中で生き生きと暮らせる)

施策体系

第1節

生きがいをもち、地域の担い手となるための
健康・生きがいづくりの推進

1. 健康づくりの推進
2. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
3. 生きがいづくりの推進・社会参加の促進

基本目標 2

住み慣れた地域のなかで、
健やかに安心して暮らす

(第8期:高齢者が住み慣れた地域のなかで、健康を保ちながら、自立して暮らすことができる)

施策体系

第2節

住み慣れた地域で安心して生活していくための
地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 包括的な支援体制の整備
2. 地域包括支援センターの体制充実
3. 在宅医療・介護連携の推進
4. 認知症施策の推進
5. 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
6. 地域ケア会議の推進
7. 高齢者の居住安定に係る施策との連携

基本目標 3

介護サービスを適切に利用し、
高齢者とその家族が安心して暮らす

(第8期:高齢者が求める適正・適切な介護サービスが提供され、高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる)

施策体系

第3節

介護が必要な人とその家族の生活全体を支える
ための介護サービスの充実

1. 適正な介護サービス提供体制の整備
2. 介護人材の確保と定着の推進
3. 介護保険制度の適正な運営

基本目標 4

人権と尊厳が尊重され、
誰もが安心して暮らす

(第8期:基本目標1～3に共通していた
施策を基本目標4とした)

施策体系

第4節

すべての市民の人権が尊重され、地域全体で
支え合うための安全・安心な暮らしの確保

1. 地域見守り体制の充実
2. 成年後見制度の利用促進
3. 虐待防止の推進
4. 在宅生活支援の充実
5. 緊急時に備えた体制の整備

5. 適正な介護サービス提供体制の整備

(1) サービスの充実

近年増加している老々介護世帯の負担軽減や、現役世代の介護離職防止のため、認知症や排泄、送迎といった多様なニーズに対応できるよう、サービスを充実する必要がある。

《主な事務事業》

看護小規模多機能型居宅介護の新設

介護者の不安や負担感を軽減し、仕事を継続できるようにするとともに、青森県地域医療構想との整合性を図り、医療と介護の両方が必要な人の増加に対応するため、看護小規模多機能型居宅介護(1事業所)を新設する。

(2) 施設等の整備

在宅生活の継続を希望する高齢者が多くいる一方で、施設等への入所・入居を真に必要としている高齢者も一定数いることから、施設等のサービス基盤整備に当たっては、在宅サービスとのバランスや介護人材不足の問題も踏まえ、柔軟に対応を検討する必要がある。

《主な事務事業》

①認知症対応型共同生活介護の新設又は増床

認知症状への対応不安を軽減し、認知症高齢者の増加に対応するため、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)4ユニット(36床)を新設又は増床する。

②特定施設入居者生活介護への転換

要支援から中重度の要介護者、医療ニーズのある人など、様々な状態の利用者を受け入れる住まいのサービスとして、既存の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅から、特定施設(120床)への転換を図る。

③介護老人福祉施設の増床又は短期入所生活介護からの転換

今後の高齢者人口・要介護認定者の増加を踏まえ、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所・入居を真に必要とする待機者の解消を図るが、介護人材の現状等を考慮し、特別養護老人ホームの増床(15床)又は既存の短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換(15床)を図る。

6. 第1号被保険者(65 歳以上)の保険料

(1) 保険料基準月額の算定

保険料基準月額は次の方法で求められる。

第9期計画期間における第1号被保険者の保険料基準月額は、5,800 円となり、第8期計画期間(令和3年度～令和5年度)の6,000 円から200 円の減額となる。

○第9期保険料基準額 【月額】 5,800 円 【年額】 69,600 円

〈参考〉

○第8期の事業実績等により推計した保険料基準月額

・令和12年度(2030年度) 【月額】 7,077 円 【年額】 84,924 円

・令和22年度(2040年度) 【月額】 7,785 円 【年額】 93,420 円

【保険料基準月額の算定方法】

$$\begin{array}{c}
 \text{介護保険料基準月額} \\
 5,800\text{円}
 \end{array}
 = \frac{
 \begin{array}{c}
 \text{3年間に必要な} \\ \text{保険給付額} \\ D \\ 65,440,131\text{千円}
 \end{array}
 \times \begin{array}{c}
 \text{第1号被保険者} \\ \text{負担割合} \\ 23\%
 \end{array}
 + \begin{array}{c}
 \text{調整交付金} \\ \text{相当額} \\ F \\ 3,226,426\text{千円}
 \end{array}
 - \begin{array}{c}
 \text{調整交付金} \\ \text{見込額} \\ G \\ 2,967,988\text{千円}
 \end{array}
 - \begin{array}{c}
 \text{介護保険特別会} \\ \text{計財政調整基金} \\ \text{取崩額} \\ K \\ 1,402,466\text{千円}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{c}
 \text{第1号被保険者数} \\ \text{所得段階別加入割合補正後の} \\ \text{被保険者数} \\ 203,894\text{人}
 \end{array}
 \div \begin{array}{c}
 \text{予定保険料} \\ \text{収納率} \\ 98.00\%
 \end{array}
 \div \begin{array}{c}
 12\text{か月}
 \end{array}
 }$$

【保険料必要額の算定表】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期合計
標準給付費見込額 A	20,681,522千円	20,920,646千円	21,125,819千円	62,727,987千円
総給付費	19,655,317千円	19,881,772千円	20,076,912千円	59,614,001千円
その他の給付費	1,026,205千円	1,038,874千円	1,048,907千円	3,113,986千円
地域支援事業費 B	904,056千円	907,267千円	900,821千円	2,712,144千円
介護予防・日常生活支援総合事業費 C	600,186千円	603,397千円	596,951千円	1,800,534千円
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	298,117千円	298,117千円	298,117千円	894,351千円
包括的支援事業(社会保障充実分)	5,753千円	5,753千円	5,753千円	17,259千円
3年間に必要な保険給付額 D=A+B	21,585,578千円	21,827,913千円	22,026,640千円	65,440,131千円
第1号被保険者負担分相当額 E=D×23%	4,964,683千円	5,020,420千円	5,066,127千円	15,051,230千円
調整交付金相当額 F=(A+C)×5%	1,064,085千円	1,076,202千円	1,086,139千円	3,226,426千円
調整交付金見込額 G=(A+C)×H	991,728千円	996,563千円	979,697千円	2,967,988千円
調整交付金見込交付割合 H	4.66%	4.63%	4.51%	
財政安定化基金拠出金 I				0千円
財政安定化基金償還金 J				0千円
介護保険特別会計財政調整基金取崩額 K				1,402,466千円
保険料収納必要額 L=E+F-G+I+J-K				13,907,202千円

(2) 第9期（令和6年度～令和8年度）保険料率と保険料

所得段階	対象者	保険料率 (軽減後)	月額 (軽減後)	年額 (軽減後)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下	0.455 (0.285)	2,639 円 (1,653 円)	31,668 円 (19,836 円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下	0.685 (0.485)	3,973 円 (2,813 円)	47,676 円 (33,756 円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 120 万円超	0.69 (0.685)	4,002 円 (3,973 円)	48,024 円 (47,676 円)
第4段階	世帯の誰かに市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入が 80 万円以下	0.85	4,930 円	59,160 円
第5段階	世帯の誰かに市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入が 80 万円超	1.00	5,800 円 (基準月額)	69,600 円
第6段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 120 万円未満	1.20	6,960 円	83,520 円
第7段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	1.30	7,540 円	90,480 円
第8段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	1.50	8,700 円	104,400 円
第9段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満	1.70	9,860 円	118,320 円
第10段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満	1.90	11,020 円	132,240 円
第11段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満	2.10	12,180 円	146,160 円
第12段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	2.30	13,340 円	160,080 円
第13段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 720 万円以上 820 万円未満	2.40	13,920 円	167,040 円
第14段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 820 万円以上 1,000 万円未満	2.50	14,500 円	174,000 円
第15段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 1,000 万円以上	2.70	15,660 円	187,920 円

(3) 低所得者対策

第7期・第8期計画では、所得が低い層の保険料率を引き下げたほか、公費負担による軽減措置を実施した。

第9期計画でも公費負担による軽減措置を実施し、第1段階の保険料率を0.455から0.285へ、第2段階の保険料率を0.685から0.485へ、第3段階の保険料率を0.69から0.685へ軽減するほか、第4段階の保険料率を0.875から0.85へ引き下げる。

八戸市介護保険条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

第1号被保険者に係る区分の変更及び保険料率の改定をするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

2 改正の内容

（1） 基準額の変更

介護保険料基準額（所得段階第5段階）を、現行の年額72,000円（月額6,000円）から年額69,600円（月額5,800円）に改定する。

（2） 所得段階の多段化

第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、高所得者の保険料率を引上げ、低所得者の保険料率を引下げて所得段階の区分を見直し、所得段階を13段階から15段階に改定する。

（3） 低所得者軽減強化

低所得者（所得段階1～3段階）について、低所得者軽減策として保険料額の負担軽減を図る。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

別表 介護保険料 段階と保険料率・年額

現 行（令和3年度～令和5年度）				改正後（令和6年度～令和8年度）			
段階	基準所得金額等	料率	年額	段階	基準所得金額等	料率	年額
1	生保受給者 所得+年金 80万円以下	0.30	21,600円	1	現行どおり	<u>0.285</u>	<u>19,836円</u>
2	所得+年金 120万円以下	0.50	36,000円	2		<u>0.485</u>	<u>33,756円</u>
3	所得+年金 120万円超	0.70	50,400円	3		<u>0.685</u>	<u>47,676円</u>
4	市民税課税世帯 所得+年金 80万円以下	0.875	63,000円	4		<u>0.85</u>	<u>59,160円</u>
5	市民税課税世帯 所得+年金 80万円超	1.00	72,000円	5		1.00	<u>69,600円</u>
6	120万円未満	1.20	86,400円	6		1.20	<u>83,520円</u>
7	120万円以上 210万円未満	1.30	93,600円	7		1.30	<u>90,480円</u>
8	210万円以上 320万円未満	1.50	108,000円	8		1.50	<u>104,400円</u>
9	320万円以上 400万円未満	1.70	122,400円	9	320万円以上 <u>420万円未満</u>	1.70	<u>118,320円</u>
10	400万円以上 600万円未満	2.00	144,000円	10	<u>420万円以上</u> <u>520万円未満</u>	<u>1.90</u>	<u>132,240円</u>
				11	<u>520万円以上</u> <u>620万円未満</u>	<u>2.10</u>	<u>146,160円</u>
11	600万円以上 800万円未満	2.10	151,200円	12	<u>620万円以上</u> <u>720万円未満</u>	<u>2.30</u>	<u>160,080円</u>
				13	<u>720万円以上</u> <u>820万円未満</u>	<u>2.40</u>	<u>167,040円</u>
12	800万円以上 1,000万円未満	2.20	158,400円	<u>14</u>	<u>820万円以上</u> 1,000万円未満	<u>2.50</u>	<u>174,000円</u>
13	1,000万円以上	2.30	165,600円	<u>15</u>	1,000万円以上	<u>2.70</u>	<u>187,920円</u>

介護サービス等基準条例の一部改正（案）の概要について

1 改正及び廃止の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を改正する省令に基づき、各サービス事業所や介護保険施設の運営に関する基準条例の一部を改正するもの。
また、介護療養型医療施設は、平成 24 年 3 月 31 日で廃止されたが、令和 6 年 3 月 31 日に経過措置期間が終了するため、条例を廃止するもの。

2 改正する条例

- (1)八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (2)八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- (3)八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- (4)八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (5)八戸市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (6)八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (7)八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (8)八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

3 主な改正内容

(1)全サービス共通（（2の(1)から(8)）

- ①重要事項説明書をウェブサイトへ掲載（1年間の経過措置）
- ②管理者の兼務範囲を明確化
- ③身体的拘束等の適正化の推進

(2)サービス別の改正内容

①訪問系サービス（2の(1)、(3)）

- ア 医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務付け（訪問リハビリテーション）
- イ 居宅療養管理指導の経過措置（災害時の事業継続計画の策定や必要な研修・訓練の実施、虐待防止対策のための委員会設置や研修の実施等）を3年間の延長

②通所系サービス（2の(1)、(3)）

- 医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務付け（通所リハビリテーション）

③短期入所系サービス、施設系サービス共通（2の(1)、(3)から(7)）

- ユニットケアの質の向上のための体制の確保（ユニットケア施設管理者研修）

④福祉用具貸与、特定福祉用具販売（２の(1)、(3)）

- ア 選択制の福祉用具の導入（スロープ、歩行器、杖）
- イ 貸与後におけるモニタリングの実施時期等を明確化（６か月に１回）
- ウ モニタリング結果の記録の義務化、その結果を介護支援専門員へ交付
- エ 選択制の対象福祉用具を貸与した後の貸与継続の必要性を検討
- オ 選択制の対象福祉用具に係る販売後のメンテナンス

⑤居宅介護支援、介護予防支援（２の(2)、(8)）

- ア 公正中立性を確保する取組の見直し
- イ サービス提供事業所等との連携によるモニタリング頻度の緩和
要件（利用者の同意、テレビ電話等の活用、サービス提供事業所からの情報活用等）
モニタリングの実施頻度を２か月に１回（介護予防支援は６か月に１回）に緩和
- ウ ケアマネジャー１人当たりの取扱件数を３９人から４４人へ緩和
ケアプランデータ連携システムを活用している場合は、４９人まで緩和
- エ 居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けることによる介護予防支援の円滑な実施

⑥特定施設（地域密着型を含む）（２の(1)、(3)、(7)）

- ア 見守り機器（複数の介護ロボットの導入）による人員配置基準の緩和
- イ 口腔衛生管理を強化

⑦介護老人福祉施設（地域密着型を含む）（２の(4)、(7)）

- 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け

⑧居住系サービス、施設系サービス共通（２の(1)、(3)から(7)）

- ア 協力医療機関との連携体制の構築
- イ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

⑨居住系サービス、施設系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス共通（２の(1)、(3)から(7)）

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け（３年間の経過措置）

４ 廃止する条例

八戸市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

５ 施行期日

令和６年４月１日

２の(1)及び(3)において規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションにかかるものは、令和６年６月１日

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要について

1 改正する条例

- (1) 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (2) 八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (3) 八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (4) 八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正理由

国の基準省令の一部改正（1月25日）に伴い、障害福祉サービスの維持と質の向上を図るための環境整備を行うとともに、その他所要の改正をするためのものである。

3 主な改正の概要

	改正内容等	改正する条例				
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
①	児童発達支援の一元化	○	—	—	—	—
②	管理者の兼務	○	○	—	—	—
③	意思の尊重及び意思決定の支援	○	○	○	○	○
④	個別支援計画の交付	○	○	○	○	○
⑤	インクルージョンの推進	○	—	—	—	—
⑥	生活介護等の人員配置基準	—	○	○	○	○
⑦	就労選択支援の創設	—	○	—	○	—
⑧	就労選択支援に関する情報提供	—	○	—	—	—
⑨	共同生活援助の支援内容の改正	—	○	—	—	—
⑩	共同生活援助等における地域との連携 【経過措置期間：1年間】	—	○	○	—	○
⑪	障害者支援施設における地域移行の推進 【経過措置期間：2年間】	—	—	○	—	○
⑫	就労移行支援事業所の定員規模の見直し	—	—	—	○	—

①児童発達支援の一元化

- ・「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に一元化するとともに、既存の児童発達支援センターにおいて提供する児童発達支援における人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分についても一元化する。

②管理者の兼務

- ・管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとする。

③意思の尊重及び意思決定の支援

- ・障害児（者）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮及び障害者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

④個別支援計画の交付

- ・利用者及びその同居の家族に交付している個別支援計画について、当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者にも交付しなければならないこととする。

⑤インクルージョンの推進

- ・指定障害児通所支援事業者等は、障害児が指定障害児通所支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）の推進に努めなければならないこととする。

⑥生活介護等の人員配置基準

- ・高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、生活介護等の人員配置基準として、看護職員・理学療法士・作業療法士の他に、言語聴覚士を加える。

⑦就労選択支援の創設

- ・障害者本人が、就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。

⑧就労選択支援に関する情報提供

- ・就労移行支援事業者等は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

⑨共同生活援助の支援内容の改正

- ・共同生活援助の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることが明確化されたことを踏まえた改正を行う。

⑩共同生活援助等における地域との連携

- ・共同生活援助事業者等は、利用者及びその家族、地域住民の代表者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を設置し、おおむね1年に1回以上、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けた上で、報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないことや、会議の構成員がグループホーム等を見学する機会を設けなければならないこととする。

【1年間の経過措置期間あり】

⑪障害者支援施設における地域移行の推進

- ・利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、障害者支援施設以外のサービスの利用状況等の把握及びサービスの利用に関する意向の定期的な確認を行うため、指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこととする。**【2年間の経過措置期間あり】**

⑫就労移行支援事業所の定員規模の見直し

- ・利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

4 施行期日

令和6年4月1日

※ ⑦及び⑧については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律一部改正法附則第1条第4号の政令で定める日(令和7年10月の予定)

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）」の一部改正に伴い、当市においても特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 施設の重要事項の掲示等について

特定教育・保育施設等における重要事項の掲示について、書面掲示の義務付けに加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするよう見直しを行うもの。

(2) 電磁的記録について

特定教育・保育施設等における特定の記録媒体の使用による記録の交付を定めた規定について、媒体の種類を特定しない表記に改めるもの。

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、(1)の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

八戸市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、ひとり親家庭等医療費給付条例で同法の規定を引用している条項を整理するためのものである。

2 改正の内容

改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律では、「第 10 条第 1 項」において保護命令として接近禁止命令と退去等命令が規定されていたが、保護命令制度の拡充に伴い、改正後の同法では「第 10 条第 1 項」に接近禁止命令等が、新設された「第 10 条の 2」に退去等命令がそれぞれ規定されることとなった。

この改正に伴い、同法の保護命令の規定を引用しているひとり親家庭等医療費給付条例の第 2 条第 1 項第 7 号中に同法の「第 10 条の 2」を加えるもの。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

八戸市子ども医療費給付条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

通院による療養の給付を受けた高校生に相当する年齢にある者を子ども医療費の給付対象とするためのものである。

2 改正の内容

給付対象に高校生に相当する年齢にある者の通院に係る医療費を追加する。

対象児童	現行の給付対象	令和6年10月1日以後の 受診に対する給付対象
未就学児	通院・入院	通院・入院
小・中学生		
高校生に相当する 年齢にある者	入院のみ	

3 施行期日

令和6年10月1日

「八戸市こども家庭センター」の設置（案）について

1. 経緯

近年、虐待による重篤な死亡事例が後を絶たず、また児童相談所における児童虐待相談対応件数も年々増加し続けているなど、依然として子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっている。また、各市町村においては、児童福祉分野については子ども家庭総合支援拠点、母子保健分野については子育て世代包括支援センターの設置が義務付けられているが、子どもの虐待による死亡事例等の検証によると、それぞれの相談機関が把握していた事案の情報が適切に共有されず、深刻な事案に至ってしまった例が少なくなく、双方が一体となって対応していくことが求められている。

このようなことから、国では子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を図るため、令和4年6月改正児童福祉法により、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的かつ包括的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置を令和6年4月1日以降市町村の努力義務とした。

2. こども家庭センター設置の5要件

- ① 母子保健機能及び児童福祉機能双方の機能の一体的な運営を行うこと。
- ② 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。
- ③ 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員をセンター1か所あたり1名配置すること。
- ④ 改正児童福祉法第10条の2第2項及び改正母子保健法第22条第1号～第4号に規定する業務（サポートプランの作成）を行うこと。
- ⑤ 当該施設の名称は「こども家庭センター」（又はこれに類する自治体独自の統一的名称）を称すること。

3. 主な業務内容

- ・ 現行の子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターにおける相談支援等業務
- ・ 妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）
- ・ 民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓

4. 新たな配置職員

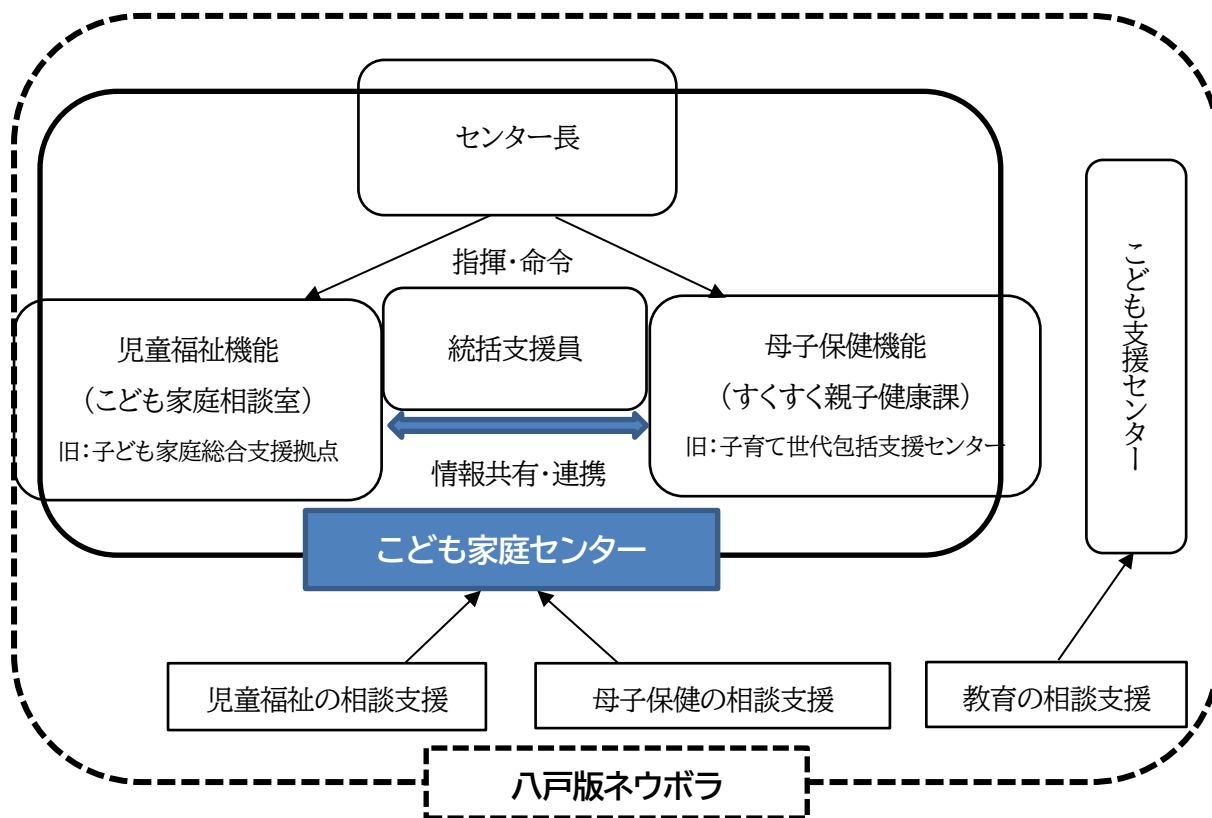
(1) センター長（1人）

- ・母子保健及び児童福祉双方の機能についてマネジメントを行う責任者。
- ・こども家庭センターの創設趣旨等を十分に理解し、妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、母子保健機能及び児童福祉機能の一元的な管理を行う。

(2) 統括支援員（1人）

- ・母子保健機能及び児童福祉機能の双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することができる者。
- ・合同ケース会議の進行管理、サポートプランの作成や支援方針についての指導・助言に関すること等を行う。

5. 組織体制イメージ図



6. 設置場所 「こども家庭相談室」及び「すくすく親子健康課」

7. 設置予定日 令和6年4月1日

三八広域ブロックごみ処理広域化会議の設置について

1 背景

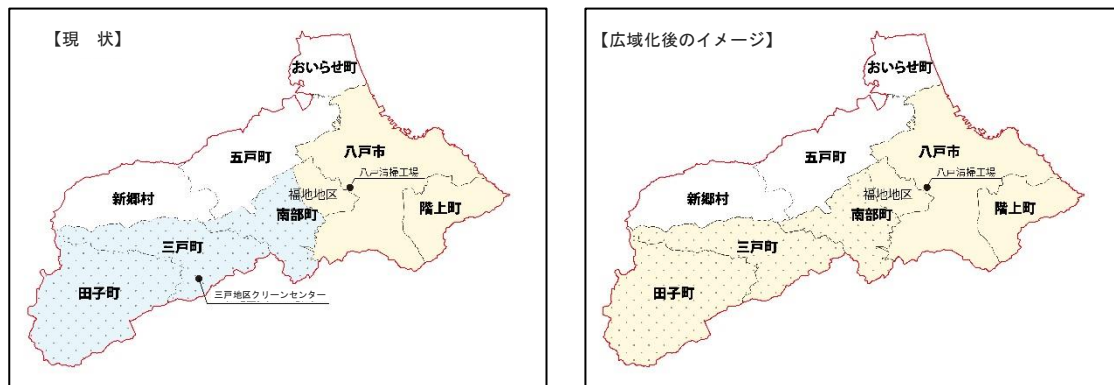
(1) 国及び県の方針

国では、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設整備基本計画において、人口減少等に伴うごみ排出量の減少や廃棄物処理施設の老朽化が進行する現状から、ごみ処理の広域化・集約化を進めることとしている。

県では、国の方針を踏まえ、第4次青森県循環型社会形成推進計画に青森県ごみ処理・広域化・集約化計画を統合し、この中で広域ブロックの枠組みや広域ブロックごとの広域化等の方針を定めている。

※県計画における三八広域ブロックの構成自治体

八戸市、三戸町、田子町、南部町、階上町



(2) 広域事務組合の動向

八戸地域広域市町村圏事務組合では、令和4年度に一般廃棄物処理施設整備基本構想を策定し、今後、ごみ処理施設の整備（令和19年度稼働開始予定）に係る一般廃棄物処理施設整備基本計画を策定するにあたって、ごみ処理の対象地域等を確定しなければならない状況である。

また、三戸地区環境整備事務組合では、持続可能なごみ処理のため、今後、広域化を前提とした施設の更新について検討を進めていかなければならない状況である。

これらのことから、両組合では、構成自治体が広域化等に係る協議開始の是非を判断する材料とするため、今年度、ごみ処理広域化・集約化可能性調査を実施した。

(3) 両組合構成自治体の対応

調査の結果、広域化等の可能性が十分にあるとの結論を得たため、関係する1市4町は、令和6年2月20日に広域化等の協議を行うための「三八広域ブロックごみ処理広域化会議」を設置した。

2 三八広域ブロックごみ処理広域化会議

(1) 目的

関係する 1 市 4 町におけるごみ処理施設の設置及び管理に係る事務の広域処理に係る事項について、法定上の手続きに入る前に事前の協議を行い、合意形成を図ることを目的とする。

(2) 組織

八戸市長、三戸町長、田子町長、南部町長、階上町長を委員として組織する。

(3) 協議内容

広域化の方式及び期日、運営主体、経費の支弁方法、財務、施設管理、処理区分 等

(4) その他

会議における事前の協議が整った場合は、広域化に係る県知事からの許可を得るため、以下のとおり法定上の手続きを行う予定。

